

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田敬子

- 1 日時  
令和元年12月6日（金曜日）  
午前10時2分開会、午後0時3分散会
- 2 場所  
第2委員会室
- 3 出席委員  
吉田敬子委員長、臼澤勉副委員長、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、  
田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員  
五日市王委員
- 5 事務局職員  
鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、安藤併任書記、昆併任書記
- 6 説明のため出席した者  
上田農林水産部長、佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長、  
小岩技監兼農政担当技監兼県産米戦略室長、伊藤農村整備担当技監、  
橋本林務担当技監、石田水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁港担当技監、  
菊池競馬改革推進室長、千葉理事心得、米谷農林水産企画室企画課長、  
山本農林水産企画室特命参事兼管理課長、菊池団体指導課総括課長、  
佐藤団体指導課指導検査課長、高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、  
藤代農業振興課総括課長、今泉農業振興課担い手対策課長、  
菊池農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、  
三河農村計画課総括課長、村瀬農村計画課企画調査課長、千葉農村建設課総括課長、  
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、  
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、  
村上畜産課特命参事兼振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、  
工藤森林整備課総括課長、及川森林整備課整備課長、西島森林保全課総括課長、  
工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、内藤漁港漁村課漁港課長、  
竹澤競馬改革推進室競馬改革推進監、小上競馬改革推進室特命参事、  
小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

- ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）  
第1条第2項第1表中  
歳出 第6款 農林水産業費  
第11款 災害復旧費  
第2項 農林水産施設災害復旧費
- イ 議案第2号 令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）
- ウ 議案第13号 農業大学校条例の一部を改正する条例
- エ 議案第16号 島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第19号 山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

五日市委員は、欠席とのことをございますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。

委員の所属変更に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費及び議案第2号令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤理事兼副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明申し上げます。

議案（その1）、令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）であります。4ページをお開き願います。当部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額4,805万5,000円の増額と、6ページに参りまして、11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費の補正予算額1,440万3,000円の増額を合わせまして、6,245万8,000円を増額しようとするものであり、その内容は県人事委員会勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額改定等に伴う給与費及び年間業務量の増加に伴う超過勤務手当の所要額を補正しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。議案（その1）の9ページをお開き願います。令和元年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ19万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,346万2,000円とするものであります。

その内容でございますが、10ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正の表中、歳入の3款繰入金19万5,000円の増額が一般会計からの繰入金を補正しようとするものであり、11ページに参りまして、歳出の1款県有林事業費19万5,000円の増額は、一般会計補正予算（第4号）と同様、一般職の職員の給料月額の変更に伴い、県有林事業関係職員の給与費を補正しようとするものであります。

以上で予算関係議案の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号農業大学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池農業普及技術課総括課長 議案第13号農業大学校条例の一部を改正する条例案について御説明させていただきます。

議案（その2）の60ページをお開き願います。なお、条例案の内容についてはお手元に配付している農業大学校条例の一部を改正する条例案の説明資料により説明いたします。

初めに、1、改正の趣旨であります。2点ございます。1点目は、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料及び入学料の免除について定めるものであります。

2点目は、大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等減免対象者の認定の申請をした者の授業料及び入学料の納付方法を定めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

まず、2点目の趣旨に係る大学等における修学の支援に関する法律について御説明します。資料2ページをごらん願います。この法律は、将来の明確な目標と高い学習意欲のあ

る者が家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関で学ぶことができるよう、一定の要件を満たし、文部科学大臣、あるいは都道府県知事の確認を受けた大学等に在学する学生のうち、経済的理由によって極めて修学が困難な者に対して、令和2年4月1日から、①として授業料と入学料の減免、②として日本学生支援機構による給付型奨学金の支給をあわせて行うものであります。

農業大学校における対応ですが、農業大学校は要件を満たす大学等として本年9月に知事に確認を受けたところであり、令和2年度以降、法律に基づき授業料等の減免を行うこととなるため、農業大学校条例について所要の改正を行おうとするものであります。

1ページにお戻りいただきまして、2の条例案の内容であります。①の令和元年台風第19号に関連した入学料等の免除については、現行の条例附則第4項に平成23年東北地方太平洋沖地震、津波または平成28年台風第10号による被害を定めており、これに今般の令和元年台風第19号による被害を加えるものであります。

次に、②の法による授業料減免制度に対応するために所要の改定をすることについてであります。条例第7条、第11条は授業料、入学料の納付月等について規定しておりますが、法の規定による授業料等減免対象者の認定申請した者については、減免認定が確定するまでの間、納付を猶予するものでございます。

第12条は、授業料の免除要件として経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認めるときを規定しておりましたが、今般これに該当する場合は法により授業料の減免が行われることから、この部分を削除し、その他規則で定める特別の理由という規定のみを残すものでございます。

第13条は、授業料の還付について所要の改定を行うものでございます。

2ページをごらんいただきまして、3、施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし、法の施行に伴う授業料等減免については令和2年4月1日から施行するものであります。あわせて、その他の所要の経過措置を講ずるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 2点お伺いいたします。

まず、甚大な被害の考え方は、どの程度の被害を考えておられるのか伺います。

もう1点、対象者減免、授業料から入学検定料、入学料の免除等の対象者はどのくらいを想定されているのか伺います。

○菊池農業普及技術課総括課長 今般の台風第19号災害で該当する者につきましては、入学検定料の免除を受けることができる該当者として三つ挙げております。

一つが住居の全壊、それから二つ目が住居の流失、そして三つ目が学費を負担している者の属する世帯の収入の著しい減少のいずれかの被害を受けた者としております。

また、二つ目の対象者につきましては、現在、条例によりまして、授業料の免除を受け

ている者が今年度は前期6名、後期7名おりますが、来年度2年生になって対象となり得る今の1年生は4名ほどいると推定しております。

○田村勝則委員 入学予定者はどうですか。

○菊池農業普及技術課総括課長 現在まだ試験が行われておりませんので、来年度の入学予定者については今後確定いたします。

○田村勝則委員 そうですね。失礼しました。

著しい収入の減少ということでございますが、やはり公平公正、適正に対応していくためには、その著しいという範囲はどのような判断によるのかが大事だと思うのですが、その点についてももう一度お伺いします。

○菊池農業普及技術課総括課長 その基準についてでありますけれども、手元に資料がありませんので、詳しくお調べして対応させていただきたいと思っております。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定をいたしました。

次に、議案第16号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鎌田漁港漁村課総括課長 漁港海岸の高潮対策工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案(その2)の81ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第16号島の越漁港海岸水門高潮対策工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、島の越漁港海岸高潮対策(水門その1)工事、工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策のため、水門躯体工の整備を行うものでございます。設計変更の理由及びその内容ですが、第1回変更は単価適用年月を変更したものであります。第2回変更は、仮排水路の法線が変更となり、既設

導流堤の取り壊し量が増加したものであります。第3回変更は、鋼矢板の打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第4回から第6回変更では、岩盤線の位置の変更により、地盤改良の範囲を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第7回変更は、インフレ条項の適用により変更したものであります。第8回から第10回変更では、防じん、汚濁対策工を追加するとともに、工事期間を延伸しております。また、年度支払限度額と契約書別記条項の変更をしたものであります。今回の第11回変更は、防潮堤を追加するとともに、工事期間を延伸するものであります。

今回の変更により、契約金額が16億2,016万円となり、前回の変更議決額に対し、26.8%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に第8回変更の内容を記載しております。関係機関との調整の結果、現場周辺への防じん及び汚濁対策が必要となったため、仮設道路に敷き鉄板を追加するとともに、汚濁対策のための鋼矢板の供用日数を変更したものであります。

下段には、今回の第11回変更の内容を記載しております。隣接する他工事との工程調整に基づき防潮堤を追加するものであります。右下に防潮堤の標準断面図を赤色でお示ししております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 防潮堤の追加工事が生じたということでありませぬけれども、どのような議論の中でこのような決定に至ったのか、お聞きします。

○鎌田漁港漁村課総括課長 今回追加した防潮堤ですが、県道などに隣接した狭隘な場所での工事となり、他工事と工程調整、隣接するところでは9月定例会にも提案いたしました災害復旧工事等がございます。これらの工事と工程調整を行った結果、工事が錯綜するということから、これを回避するために当該工事で施工することが効率的かつ経済的であると判断したことで追加したものであります。

○田村勝則委員 効率的かつ経済的ということですが、どの程度の効率性と経済性が結論として出ているのか、お伺いします。

○鎌田漁港漁村課総括課長 効率性ではありますが、来年度の国の復興・創生期間完了に向けて工程を調整した結果、今回の当該工事で行うことで完了を目指すことができると考えております。

また、経済的なところでは、他の工事で防潮堤を施工した場合と今回当該工事に追加することで約2,900万円の軽減が図られると考えております。

○田村勝則委員 日程的にも工事の完了を早めることができると理解しましたし、経費も2,900万円の軽減が見込まれるということではありますが、少しでもスケジュール調整等をして、このような結果に至ったのは非常にいいことだと思います。これからも努力していただきたいと思います。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○内藤漁港課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案（その2）の84ページであります。内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらんいただきます。議案第19号山田漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてでございます。工事名は、山田漁港海岸災害復旧（23災県第680号防潮堤その6）工事、工事場所、請負者、契約金額につきましては記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させる防潮堤56.9メートルほかの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容でございますが、第1回変更は単価適用年月を変更したものであります。第2回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第3回変更は、インフレ条項の適用により変更したものであります。第4回変更は、仮設鋼矢板の打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸したものであります。第5回から第6回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、契約書別記条項を変更したものであります。今回の第7回変更は、護岸鋼矢板の打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。

今回の変更により契約金額が11億7,712万2,900円となり、当初の議決額に対し46.3%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。上段に第4回変更の内容を記載しております。その下段には、今回の第7回変更の内容を記載しております。

試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、第4回変更では仮設鋼矢板

の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法に、第7回変更では、護岸鋼矢板の打設工法を圧入工法から先行掘削圧入工法にそれぞれ変更するものであります。

下段に護岸鋼矢板の標準断面図と転石を確認した状況写真があります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○田村勝則委員 山田町の中心地の整備された道路で、交通結節点の近くでもあるので、時期が延びるのはしようがないと思うのですが、やはり安全対策をしっかり進めていただきたいながら工事を進めていただきたい。令和2年9月16日まで工期が延びますが、9月は山田町の一番のイベントのお祭りがある月なので、スケジュールについて地元とどのような協議がされているのかお聞きします。

○内藤漁港課長 安全対策については、当然のことながら施工業者とよく調整しながら、地元の漁業の活動も考慮に入れながらやっていきます。

それから、地元との調整でございますが、当該工事では毎月1回、県と工事請負者と役場による工事連絡協議会を開催しております。工事の進捗状況や今後の進め方について情報共有するなど、地元と調整を図っているところでございます。

○吉田敬子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から柵田地域振興法に係る本県の対応について、ほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○藤代農業振興課総括課長 柵田地域振興法に係る本県の対応について御説明をいたします。お手元にお配りしておりますA4判の資料でございますので、そちらをごらんください。

まず、1の柵田地域振興法の概要でございますけれども、この法律は貴重な国民的財産である柵田を保全し、柵田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、柵田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを趣旨といたしまして、(2)、議員発議により令和元年6月19日に公布、8月16日から施行されているものでございます。



(3)、具体的な内容でございますけれども、国は都道府県の申請に基づき指定棚田地域を指定し、必要な財政上の措置等を実施するとされております。また、地方公共団体は国と連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施することとされているものです。

まず米印の1、指定棚田地域でございますが、これは昭和25年2月1日における市町村、旧市町村と呼ばれているものでございまして、岩手県ですと227の市町村に分かれるものでございます。この単位で勾配が20分の1以上、これは10メートルで50センチぐらい上がるというものになりますが、勾配のある一団の棚田が1ヘクタール以上あることとされております。

米印の2でございますけれども、財政上の措置としては中山間地域等直接支払交付金における指定棚田地域振興活動として10アール当たり1万円を加算するほか、棚田地域の振興を支援する国庫事業の優先採択、採択要件の緩和といったものが示されております。

米印の3、本県における棚田地域でございますが、岩手県の地図をカラーで分けてお示しさせていただいておりますけれども、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている地域のうち、勾配が20分の1などの要件に合致する地域の面積は、約1万3,000ヘクタールと見込んでおります。

中山間地域等直接支払交付金における活動加算10アール当たり1万円と御説明申し上げたところですが、最大で約13億円加算措置されるものと試算しているものでございます。

次に、(4)、推進体制でございます。国は、棚田地域の振興に関する総合的かつ効果的な施策を推進するため、内閣府を窓口として、総務省や農林水産省などで構成する棚田地域振興連絡会議を設置しているところでございます。

次に、2の本県における対応でございます。①ですが、県では県棚田地域振興計画を策定することとしております。これは、地域で国庫補助事業を導入していくに当たり、県計画の策定が必要とされているものでございます。

次に、②でございますけれども、県では市町村等の要望を踏まえまして、国に対して指定棚田地域の指定申請をしていくこととしております。申請いたしました指定棚田地域は、国において指定、公示されるものとなります。

2ページをお開き願います。③、棚田地域の振興に係る庁内連絡会議の設置でございます。先ほど御説明申し上げました国の推進体制を踏まえまして、県においても農林水産部を中心に政策地域部など、関係部局で構成する岩手県棚田地域振興連絡会議を設置してございまして、11月12日に第1回会議を開催したものでございます。

次に、市町村の対応となる棚田地域振興協議会の設置でございます。指定棚田地域等においては、活動の参加者を構成として想定されている市町村、生産者、地域住民などを例示しております。

②、棚田地域振興活動計画の策定、国への認定申請でございます。棚田地域振興に係る国庫補助事業導入の条件となる活動計画を策定いたしまして、国に対して計画の認定を申請することとされております。

次に、3、今後のスケジュールでございます。現在、棚田地域振興活動計画の策定作業を進めており、農業振興に関する審議、諮問機関として設置しております岩手県農政審議会にて審議いただくとともに、市町村から意見をいただきまして、1月下旬を目途に棚田地域振興活動計画を策定していくこととしております。

また、棚田地域振興活動計画の策定後は、国に対し指定棚田地域の申請や市町村の活動計画の認定の申請を進めていくこととしております。

策定いたしました棚田地域振興活動計画等につきましては、3月の農林水産委員会において御報告申し上げたいと考えております。

なお、参考といたしまして、棚田地域振興活動計画に盛り込むことが想定される事項を記載しております。棚田地域振興活動計画としましては、棚田地域振興の目標、棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要な事項といった構成で策定していくことを想定しております。

3ページをお開き願います。冒頭御説明させていただきました棚田地域振興法のあらましを添付させていただいております。

説明は以上でございます。

**○高橋林業振興課総括課長** 県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告に関して、岩手県県産木材等利用促進基本計画の策定について御説明いたします。お手元に配付しております資料、県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてをごらんください。

1の策定の経緯及び趣旨でございますが、岩手県県産木材等利用促進条例第11条の規定に基づきまして、計画を策定するものであります。

2の策定する基本計画等の案の概要でございますが、長期的な木材利用の将来を展望し、目指す将来像とその実現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにする基本的な計画として、この基本計画を策定いたします。

また、基本計画の実効性を確保し、具体的に取り組むべき施策を定めます行動計画を別に策定することとしております。

概要につきましては、資料の次のページの別紙をごらんください。現時点の基本計画の案の概要につきまして御説明いたします。

基本計画の案は、左上のはじめに、その右側第1章、木材をとりまく現状、中段の第2章、県産木材等の利用の促進に関する基本的な考え方、下段の第3章、推進体制による構成としております。

項目、内容につきましてはごらんのとおりですが、お配りしております資料、岩手県県産木材等利用促進基本計画（素案）をごらんください。素案の具体的な内容について御説明いたします。

まず、1ページをお開き願います。はじめにでございますが、1、基本計画策定の趣旨には、これまでの計画策定の経緯、目的を規定しております。

また、2の計画期間には、計画期間を10年間とすることを示しております。

2 ページ目をお開きください。3、計画の構成でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、基本計画と行動計画の二つの計画で構成することや、それぞれの計画の性格や位置づけを示しております。

次に、4 ページをお開きください。木材利用を取り巻く現状でございますが、国内や県内の森林・林業・木材産業の現状などについてまとめております。

7 ページをお開き願います。5、県による公共施設・公共工事への木材利用として、これまで県が取り組んでまいりました公共施設や公共工事における木材の率先利用について記載しております。

次に、9 ページをお開きください。第2章、県産木材等の利用の促進に関する基本的な考え方でございますが、条例第11条に基づき、四つの県産木材等の利用の目標と三つの分野における15の基本的事項とその基本方向について定めております。

1の県産木材等の利用の目標につきましては、(1)、本県の豊かな森林資源を枯渇させることなく、次の世代に継承することなど、四つの目標を設定しております。

2の県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項につきましては、(1)から10ページの(7)までとなりますけれども、七つの基本的事項、それぞれに囲みで示しております部分ですが、基本方向①から⑦を示しております。

11 ページをごらんください。こちらは、3の県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項でございます。こちらにつきましては、三つの基本的事項それぞれに基本方向⑧から⑩を示しております。

4、その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項についてでございますが、ここでは五つの基本的事項それぞれに基本方向⑪から⑮を示しております。

最後に、13 ページをお開き願います。第3章、推進体制でございますが、1の県産木材等の利用推進機関の設置では、国、県、市町村、関係団体など、関係者が一体となりまして、県産木材等の利用を積極的に進めることができる体制を整備することとしております。

また、2の岩手県公共施設・公共工事木材利用推進本部の活動につきましては、引き続き副知事を本部長といたします県の推進本部におきまして、具体的な推進目標や取組方針を決定し、県が木材を率先利用することを図ることとしております。

なお、行動計画につきましては、巻末にイメージ図を添付しておりますのでお開き願います。ただいま御説明いたしました①から⑮の15の基本方向ごとに、それぞれ令和4年度までの具体的な施策を掲げることを予定しております。行動計画につきましては、今後の検討となりますので、この場での御説明は省略させていただきます。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。資料の1ページにお戻りをお願いいたします。3、策定スケジュールでございますが、12月上旬から1月上旬にかけてパブリックコメントを実施して、県民の皆様の御意見を踏まえて内容を修正、整理した上で、県議会2月定例会に計画案を御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○菊池競馬改革推進室長 岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生について御説明いたします。お手元に配付の資料をごらん願います。

今般の岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生につきましては、去る 11 月 18 日開催の 12 月定例会提出予定議案等説明会におきまして報告した後、岩手県競馬組合からの報告を受けまして、改めてこれまでの経緯等を含めまして御説明させていただきます。

まず、1、経過であります。岩手競馬の出走馬につきましては、その競争ごとに 1 着、2 着の馬、さらに 11 頭以上の馬が出走した競争におきましては、任意の 1 頭を追加して薬物の検査を行っております。今回の事案は 11 月 10 日開催の盛岡競馬に出走し、2 着となりました櫻田厩舎所属のノアクリスティン号から禁止薬物ボルデノンが検出されたことを発端とするものでございます。

このボルデノンでございますが、昨年度の事案と同じ種類の薬物でございます。

この事態を受けまして、岩手県競馬組合では 11 月 18 日の盛岡競馬、11 月 23 日から 25 日までの水沢競馬の開催を取りやめ、在厩する全 722 頭について事前検査を行うものとしたしました。その結果、新たに櫻田厩舎の 2 頭、橘厩舎の 4 頭からボルデノンが検出されたことから、11 月 30 日以降も当面の競馬開催を取りやめるものとしたところでございます。その後、12 月 2 日までの間に順次検査結果が判明しておりますが、新たに禁止薬物が検出された馬はいないところでございます。

次に、2、岩手県競馬組合の対応についてでございます。岩手県競馬組合では、今回の事案につきましても岩手県警察本部に連絡しております。そして、在厩する全 722 頭の事前検査を実施したところ、禁止薬物が検出されたのは、ノアクリスティン号を含め 7 頭となっております。

また、岩手県競馬組合ではこの全頭事前検査と並行いたしまして、昨年来講じております対策の再点検を実施しております。監視カメラを追加設置するなど監視対策の強化、厩舎の防犯体制の強化など、厩舎管理の徹底等を図っております。

次に、3、競馬の再開等についてでございます。岩手県競馬組合におきましては、これまで御説明しましたように全頭事前検査、それからこれまで講じてきました再発防止策の再点検を行った上で、あすの水沢競馬から再開いたします。

今回の事案で競馬開催を 7 日間取りやめておりますが、本年度の岩手競馬の発売額は計画を上回る状況で推移しておりますので、本年度の収支均衡は確保できるものと見込んでおります。

以上が本日までの状況でございますが、県といたしましては、本年度残り 22 日間の開催がございましたので、円滑な開催と安定した運営が行えるよう、引き続き岩手県競馬組合を支援してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○菊池農業普及技術課総括課長 先ほどの田村委員からの御質問でございます。

令和元年台風第19号災害で入学検定料の免除を受けられる条件といたしまして、学費を負担している者の属する世帯の収入の著しい減少と申しましたが、罹災証明、学費負担者、親の失業や離職などを確認できるものをもって対象としているところがございます。同様の仕組みは、農業大学校に限らず看護学校等でも行われております。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に関する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木茂光委員 岩手競馬について、これまで薬物反応があるにもかかわらず、さらに続けていくことについて、世の中に対してどのような印象を持っているのでしょうか。

○菊池競馬改革推進室長 昨年度薬物反応が4頭発生して、今回1頭発生いたしました。ここ1年間発生はなかったのですが、これまでも岩手県競馬組合では十分な対策をとっていたと考えております。そうした中で今回発生したわけですが、改めて全頭の事前検査を行った結果、7頭から陽性反応が出ましたので、それ以外の715頭で当面開催する。

それから、昨年来再発防止対策を行っておりますが、再点検を行い、現時点でとり得る策は講じていると岩手県競馬組合では考えております。組合、調教師、騎手、厩務員など、厩舎関係者と組合がより一層連携しながら再発防止に向けて取り組む、公正な競馬に取り組むことを確認し合ったと聞いております。繰り返しになりますが、岩手県競馬組合としては現時点でとり得る対策は講じたため、再開することが適当だという判断に至ったということでございますので、構成団体である県としても、それは妥当なものだと考えております。

○佐々木茂光委員 これからこのような形で、また競馬を開催していくというのはわかりますけれども、今回の事案の前にもありました。対策を講じて開催すると、前回発生時と同じような進め方になると思うのです。その辺について、世の中に対してわかりやすい説明ができますか。

○菊池競馬改革推進室長 ただいま委員から御指摘がありましたとおり、わかりにくいところが一部あるかもしれませんが、いずれ今の時点でとり得る対策をとった上で公正性の確保は十分できているという考えでございます。

ここ1年間薬物反応は出ておりませんでした。今回薬物反応が出まして、改めて再発防止策の見直しを岩手県競馬組合でやりまして、とり得る策はとりました。それから、一番の根本的な解決は原因究明、犯人がいるとすれば犯人の確保だと思いますが、既に岩手県競馬組合では告発をしております。最初の発生から1年近くたっておりますが、こういった禁止薬物の例というのは、原因が特定できない場合が多いと聞いております。いつになるかわからない原因究明を待ちながら再開するということでは、競馬関係者、騎手、調教師、厩務員等の競馬に現に携わっている方々の生活の面などもありますので、それらも考え合わせた上で、より強固な対策を今回打っておりますので、それをもって再開させていただくということで、一定の合理性はあると考えております。御懸念については十分な説明をしてみたいと考えております。

○佐々木茂光委員 私が言っているのは、前に同じような対策をして、それでも同じような状況が出て、またそれに同じ対策をやろうとしているわけです。先ほど馬主やジョッキーの話をされていましたが、自分たちの生活の安定のことを言っています。私が言いたいのは、原因究明がされなければ動けないのではないかということです。皆さんの言っていることを考えると、このままやめるわけにはいきませんと言っているように思えます。だから、このような対策を打ちながら、県民に説明して、開催していきますと言っているように聞こえます。それがわからない。競馬にかかわっている人たちから見ればそのとおりなのではないでしょうか。

私は競馬をやりませんが、競馬をやる人たちは期待を込めているのです。馬事文化でもあり、文化の一つであるということで競馬は残っているのかもしれませんが、競馬にかかわらない人たちから見れば、お金を払っているのに、これほど事案が出てしまうということは泥棒のように思えてしまいます。競馬が好きな人たちもだまされている気がします。だから、何よりもしっかりその原因を突きとめてから再開するものと思っています。

原因がどこにあるということは、まとまっていないのですか。誰がやっているかわからない、何を目的にやっているかわからないというところまではいっていないのですか。

○菊池競馬改革推進室長 今回の原因究明、それから仮に犯人がいるとすれば、それが確保されることが一番の解決策です。現時点でどなたが、あるいは何がという特定には至っていないというのが状況だと考えております。

いずれ今回の件につきましては、警察本部に告発しておりますので、捜査も進められていると思っておりますが、その状況については承知しておりませんので、現在も継続中と思っております。

○佐々木茂光委員 警察が捜査するに当たって、例えばこういうことがありましたということをお互いに情報を出しながら解決に向かっていると思うのですが、なぜこういうことが繰り返されると受けとめていますか。

○菊池競馬改革推進室長 今回の事件についての警察に対するサジェスション等のお話でございました。県のかかわりを申しますと競馬事業は県、盛岡市、奥州市で一部組合を構成して事業実施をしておりますので、私が直接競馬にかかわる、あるいは問題になっている厩舎に入るといったことは全くありませんので、どのような位置関係になっているのか、どういう状況なのかということは伝聞でしかわかりません。

どういったことがあるのかについて私は承知し得ないところでございますが、いずれかの関係者から警察には情報提供されていると存じております。捜査は続けられておりますが、原因特定に至っていないというのが現状でございます。いつ原因がわかるのか、どのようにわかるのかについてはなかなか予見し得ないところでございます。ただ言えることは今回のボルデノンという薬物は自然界にあるものではなく、その辺に落ちているものでもないで、誰かが故意に持ち込む、あるいは付着してこなければ今回のような事案は発生しないと聞いておりますので、必要な情報は岩手県競馬組合としても提供しつつ、捜査

を見守ることになろうかと考えております。

○佐々木茂光委員　そういう話を聞くと、やはり原因追及が甘いと思います。例えばこの馬から発生した、この厩舎から出たというのは、ある程度わかっていると思います。この程度わかっていればいいのではないかと私は受けとめたのですが、どう思われますか。

○菊池競馬改革推進室長　原因究明に関しては、想定し得る事項については岩手県競馬組合でも手をこまねいているわけではありません。今回出ました7頭は、二つの厩舎、厩舎の棟は三つであり、特定の区域となっておりますので、既に岩手県競馬組合では、該当厩舎のわらの検査を実施しているほか、全てのわらの交換など考えられることについて手を打っております。何もしていないわけではなくて、可能性のあるものについては原因究明に向けて岩手県競馬組合も動いているということは御理解いただきたいと存じます。

○佐々木茂光委員　原因を突きとめるためにそのように取り組んでいるわけですが、並行して開催するということが、私は理解できないということです。原因を突きとめなければ、すぐ起きるのではないですか。私は原因を突きとめ、やめさせていないから、いつかまたこのようなことが起きると思っています。その上で一つの障害をとりあえずおいて、継続的に開催していくことはどうなのかということです。岩手競馬はこのような状況に置かれていますが、他の地方競馬でもこのようなことはあるのですか。

○菊池競馬改革推進室長　他の地方競馬でも禁止薬物が出る例はあると聞いています。しかしながら、原因究明まで競馬を中止しているのかというと、そういった例はほとんどないと聞いております。繰り返しになりますが、とり得る策を講じた上で並行して原因究明など、岩手県競馬組合でできる方策についてはとってまいりますし、捜査機関に情報提供なども行っていきます。昨年来さまざまな再発防止策をとってまいりましたが、それをより強固なものにして、再開したということでございます。

○佐々木茂光委員　競馬を守っていかなければならないし、それにかかわる人の生活も守っていかなければいけない。いずれ限りなくもとを絶つというか、常にイの一番にやっっていかなければいけないと思います。その辺をしっかりと対策に盛り込んで、また同じようなことが起きるかもしれないので、万全の体制でお願いします。

○菊池競馬改革推進室長　繰り返しになりますが、組合として取り組む部分、県として支援する部分、捜査機関に委ねる部分など、さらに関係団体、JRAや全国団体からも原因究明再発防止等対策チームに入っただけでございまして、知見をいただきながら、一日も早い原因究明がなされるように、そして公正な競馬をやってよかったと思えるような取り組みを引き続きしてまいりたいと思っております。

○田村勝則委員　私なりに理解できたのは、今度の再開は競馬法等には全く抵触しないということで、決断したと思います。私には競馬関係者に友人がおりまして、情報をくれるのですが、犯人がいるとすれば、絶対に関係者ではないという話をします。何らかの意図を持って実行されていることだと思うので、早く原因究明をしてもらうように県議会としても取り組んでいただきたいという話です。

いただいた資料には(3)のア、監視カメラの増設など、警備、監視体制の強化とありますが、この強化というのは、どのレベルの強化なのでしょう。水も漏らさぬ強化になっているのか。段階として、最高のレベルが10だとすればレベル9であるとか、あるいはもうレベル10で対応をしているということなのか、中身についてお聞きします。

○**千葉理事心得** 監視カメラの増設など、警備、監視体制の強化についてでございますけれども、今回禁止薬物陽性馬が発生してから、岩手県競馬組合といたしましても監視カメラの映像等の確認をしております。新聞報道等でもありましたが、死角などは問題としてありました。増設の具体的な台数等については申し上げられませんが、死角をなくす措置は既に講じております。

それから、警備、警戒態勢でございますが、警備員の増員はもちろんでございますが、調教師と意見交換し、これまで再発防止対策として行ってまいりました厩舎の見回りなどについて改めて確認して、形式的に行われることのないように実効性を担保していくことを確認いたしましたので、警備、警戒態勢は強固なものになっていくと感じているところでございます。

○**田村勝則委員** 基本的に入出入りする人というのは限定されると思うのです。その中で犯人がいれば誰が犯人かということは早目に特定されてもおかしくないと思うのですけれども、なかなかわからないと。

単純な質問なのですが、このボルデノンという禁止薬物は、どういうところで販売しているのか。また、一般人も買い求めて常に持って歩けるようなものなのかがわからないので、お聞きします。

○**千葉理事心得** 国内において、正規品としては流通していないと認識しております。また、インターネットで検索いたしますと、海外で製造されたものがオンラインによって購入することができるサイトが見受けられます。アナボリックステロイドと申しまして、ウェブ上で確認できたものは人間用のものでございます。これは、筋肉を増強するということで、体を鍛えている方が使用するものと認識しております。

○**田村勝則委員** そういうものを手に入れてまで行われていることでございますから、これは岩手競馬にとって危機的な状況なわけです。存廃問題とは別に乗り越えていかなければいけない、私は大きな試練ではないかと思えます。

そこで、委員長には、ぜひ農林水産委員会も現場の声を聞くことが大事だと思いますので、視察する機会をつくっていただくようお願いをしたいと思いますし、部長から再開に向けての気概をお聞きしたいと思います。

○**上田農林水産部長** 今回の薬物陽性馬ですが、昨年来数件にわたり続いたものでございます。岩手県競馬組合にとって非常に大きな事件でございまして、対策は打ちますが、やはり特定の第三者の犯行による可能性が非常に高いものだと思っておりますし、非常に憤りを感じる内容と思っております。

対策としては、かなり厳しい内容で昨年度も行ってございまして、地方競馬の中では恐ら



く最大級の監視、予防措置を打っていると思います。ですから、今年になってまた禁止薬物を使用した馬が出てきたということは非常に残念でございまして、関係者から、さまざま対策について申し上げました。ただ、対策の内容についてつぶさに御説明しますと、この内容をまたその犯人がいた場合に、それをわかった上で対策を打つということになりますので、全てのことについて明らかにできないのは大変残念なところではございますけれども、そういったことを乗り越えて、かなりの精度での対策強化いたしました。絶対に犯人は許せないという態度でもって、再開後にこういったことが起こらないように、そして公正な競馬が確保されるように、岩手県競馬組合の取り組みに県も全面的にバックアップしてまいりたいと存じます。

○**田村勝則委員** 米の生産数量が報道されております。岩手県としては生産数量をふやして、銀河のしずく、金色の風を初め、ひとめぼれなどの岩手県産米を全国、世界に売り出していけばいいのですが、今回の生産数量は県と岩手県農業再生協議会で協議をして発表したということでありまして、市町村等の受けとめ方はどのような状況であるのか、お聞きします。

先般いわて新政会で沿岸地域を視察してまいりました。そのときに要望されたのは、令和元年台風第19号による川の瓦れき等が、農業水利に大きな影響を与えるのではないかとということでございました。

そこで、これらの対策と、林道整備についてもこのたびの台風第19号による被害状況調査でかなり報告があるので、早急な整備が必要と思います。県としても今回の補正予算で対応していただいているので、敬意を表するところでございますが、市町村としっかりと連携しながら取り進めていただきたいと思いますので、現時点の状況についてお伺いします。

水産業ですが、サケが非常にとれないので厳しいということです。田老町漁業協同組合副組合長に聞いたところ、アワビも非常に厳しい状況だということです。しかも、沿岸南部では、今回は漁獲しない対応をしている中で、県は沿岸水産業の状況についてどのような受けとめ方をしているのかお伺いします。

けさの新聞を見ますと、改正鯨類科学調査実施法（商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律）が成立したということでありまして。我がふるさとの山田町は、かつて鯨の加工などで非常ににぎわったまちでございまして、岩手県とすれば朗報だと思いますけれども、どのような受けとめ方をしているのかお伺いします。

今定例会で議論になっておりますが、主要農作物種子法の廃止に伴い、議員提案として対応するような話もありますけれども、全国を見れば都道府県や自治体で条例制定する流れになっておりますが、県としてどのような対応をしようとしているのかお伺いします。

○**佐藤水田農業課長** 初めに、米の生産数量の目安関係でございまして、12月2日に公表しております。県全体のトータルですと、令和2年の目安は4万8,352ヘクタールとなっております。令和元年の作付実績は4万8,300ヘクタールで、約50ヘクタール広くなっ

ておりますので、市町村からしましても、大体昨年度と同じ実績でございますので、受けとめとしては安心していただいていると思います。

それから、主要農作物種子法の関係でございますが、議員提案条例で進めていくという話がされているところであります。県といたしましては、13道県で条例をつくっておりますので、その状況、視察、内容の把握など、加えて岩手県らしい条例をつくるということで、伝統野菜を入れるという話もございますので、伝統野菜の状況等についても調査しているところでございます。

**○西島森林保全課総括課長** 川の瓦れきということでございますけれども、所管するのは治山事業になりますので御理解いただきたいと思っておりますけれども、今回の災害で畦畔等が浸食されたために畦畔木等が一部倒壊して、そこに緊急で治山工事を実施しなければならない場合がございますので、対応しております。

林道整備の復旧でございますが、12月4日現在21市町村、13億4,800万円の被害額、被災箇所は248路線、721カ所でございます。前回の常任委員会でも御説明させていただきましたけれども、12月16日から1月10日まで災害査定を予定しております。国の災害査定の対象となる路線につきましては、管理者が市町村になりますので、現在10市町村が災害査定に向けた申請書類、設計書の作成に取り組んでいます。現地機関や関係団体に整備要請しながら、万全を期して頑張っているところでございます。

**○石田水産担当技監兼水産振興課総括課長** 水産業でございますけれども、委員からお話がありましたように、サケ、アワビともに非常に厳しい漁獲量で今年度を迎えているところですが、我々としましても手を尽くして、基本となるサケ、アワビ、それから養殖業など、つくり育てる漁業をしっかりと見直して資源をつくり、養殖生産によって安定した漁業生産を上げることに変わりはございませんので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それから、捕鯨の関係でございますけれども、国は調査捕鯨から商業捕鯨と大きくかじを切りました。これは国策でやることでございますが、商業捕鯨の沿岸捕鯨も再開されているところです。東北海区で申しますと、国で青森県八戸市と宮城県石巻市鮎川に鯨の水揚げが指定されておりますので、県としましてはその動向を注視していきたいと思っております。

また、日本は、鯨は資源という見方で、適切な管理で一定量捕獲可能、それから地域の食文化であるという観点がございますので、その動向を見守りながら、隣県の水揚げ状況等を見まして、地域振興に資するような資源となるのであれば非常によろしいことと考えております。

**○千葉農村建設課総括課長** 農地農業用施設の被害についてでございます。

委員からの御指摘のとおり、農業用水路は土砂の流入により、特に沿岸地域に埋塞が多く見られる状況であることから、今週から災害査定に着手しております。今週の宮古管内を皮切りに、12月第4週にかけて9班体制で災害査定を開始しており、12市町村、約120カ所以上の災害査定申請が上がってくる見込みでございます。まずは12月中の災害査定を

頂戴しまして、来春の営農再開に向けて支援をしてみたいと考えております。

○**田村勝則委員** 農業被災した方々の話を聞いておりますと、国や県の取り組みが自治体にしっかりと浸透していないということがあったようです。県の責任ではなく、現場の対応のおくれがあったように私は認識しておりますが、しっかりと一人として農業災害者を取り残さないように対応をしていただくようお願いをして終わります。

○**工藤勝博委員** 棚田地域振興法についてお聞きいたします。

岩手県ではかなりの面積を地域指定に当てはまるため、1万3,000ヘクタールになりますが、従来は中山間地域等直接支払交付金制度の該当になっている地域だと思えますけれども、中山間地と棚田地域振興法の兼ね合いはどういう形でされるのかお聞きします。

○**藤代農業振興課総括課長** 中山間地域等直接支払交付金制度についてでございますが、この制度については県内31市町村で取り組まれております。面積でいきますと、2万4,000ヘクタールで取り組まれており、今回棚田地域振興法で該当するのは、中山間地域等直接支払交付金制度の中に20分の1以上の水田があるところを加算措置するという急勾配加算があるのですが、そこを拾って1万3,000ヘクタールとお示したものであります。これから市町村に照会し、中山間地域等直接支払交付金制度の対象になっているところ、あるいは対象になっていないところでもこの20分の1以上の一団の棚田が1ヘクタール以上あるところは今回対象になりますので、拾い上げをしているところでございます。

○**工藤勝博委員** 中山間地でも、中山間地域等直接支払交付金の支払いを受けている地域で、耕作する人がもういなくなったということでやめたいという声があります。ましてや棚田ですと、機械化もできないし、ただし、外部から見れば景観はいいから行ってみたいという評価がありますが、実際に棚田を耕作する農家にしてみれば、とてもやっつけられないという状況が現実にあると思うのです。

国民的財産ということは確かにわかるのですが、もっと配慮をしないと、実際の耕作者は70歳代、80歳代でありますし、後継者もないので、誰かにやってもいいから、もう要らないというのが、農家の現実の声なのです。それらも含めると、この取り組みはなかなか厳しいという感じがします。市町村というより耕作者がどういう思いでこれから維持していくかということになるかと思います。

棚田ができた背景を考えれば、食料を自前で確保しよう、米を自分の地域で確保しようということが原点だと思います。今の時代では、そのような気概が農家の皆さんにはないような感じがしますので、しっかり取り組みをやっていかないと、せっかく地域振興に当てはまる制度でも、地域にとっては逆に重荷になるのではないかと思います。指定を受けても、誰もかかわれないということになると、大変な状況になると思いますので、これからどのように市町村と協議を進めるのか聞きたいと思っております。

○**藤代農業振興課総括課長** 委員から御指摘のあったお話について、実際にそういった声が届いております。中山間地域で従事されている方が高齢化、あるいは少なくなっている中でどのように地域の農業を維持していくのかについて、中山間地域等直接支払交付金と

は別に農地中間管理事業という、中山間地に入ると受け手がいないため厳しいところがありますが、何とか担い手の方に受けてもらって、水田の営農を継続するというような取り組みとあわせて、農地の保全活動をしておりますが、あわせて棚田地域振興法は、中山間地域等直接支払交付金に加算できる制度でございます。地域で外から人を呼び込んで、ボランティア活動で少しでも一緒に畦畔の草刈りや、農地保全活動に参加していただいて、その分として加算措置のお金が使えれば、地域の農地を維持したいと考えておりますので、それぞれの地域とよく話し合いながら進めていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 耕作している人がやらなければならないという思いにつながる仕組みにしないと難しいと思います。よく棚田米と言っていますが、それらは特別栽培米だと思うのです。例えば県独自で加算する方法などがないと、一般論だけではなかなか生産者は取り組まないような気がします。ぜひ工夫していただければと思います。

もう1点、今年度米の状況、ブランド米ということで12月定例会でも議論がありました。金色の風、銀河のしずく以外の生産者が今年度の米の状況とこれから来年度、どう作付するののかということが始まっています。それらを含めて状況をお聞きします。

○**小原県産米戦略監** 今年産米の状況というお尋ねでございます。

まず、作況につきましては、おかげさまで岩手県作況指数103ということで、全国が99ということなので非常にいい形での収穫がなされているところでございます。

また、検査結果につきましては、10月31日現在を見ますと1等米比率が93.2%ということで、前回の発表では全国3位でございましたが、今回順位が一つ上がりまして、全国2位となりました。非常に量、質ともに農家の皆さんの努力もあり、いい方向になっていると思っております。

これらを踏まえ、ブランド米、あるいは主力品種の販売でございますけれども、北海道や新潟県といった主力産地でございますけれども、新潟県の1等米比率が悪い中でも、本県産米は高品質といったところが一つの売りになりますので、品質の高さをPRしながら、確実に、そして有利な販売につなげるように今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** ブランド米の2品種は、それぞれかなり高い評価を受けているということはおわかりますが、それ以外の品種を作付している農家が圧倒的に多いわけです。米をつくって所得を確保するという事は、難儀だということもあります。高価格米やブランド米は確かに幾らか高いのですが、主力品種になってくると、一般的な単価でなくては売れないし、逆に良食味でも業務用米やある程度安定した販売ができる米の場合、中間的な米の値段になると思うのですが、今度はある程度収量が上がる品種をつくらないと経営が成り立たないと言われております。やはり良食味と多収米が卸関係では求められている。確かにブランド米はいいのですが、一段階高い値段で出ることありますが、それだけで岩手県の米が評価されることについて、不十分だと思います。

総体的に岩手県全体の米の産地を考えれば、ブランド米をつくる地域、業務用米をつく

る地域をある程度色分けしながら、生産者が価格を維持できるような米の品種や販売の仕方も大事だと思います。東北農業研究センターでも新しい業務用米、多収米、良食味の品種を開発しました。地域にとってはそういう品種を活用するという手もあると思うのです。県でもブランド米をつくって終わりということではないと思うので、各県、品種開発は進んでいますので、今後の取り組みについてお聞きします。

○**小原県産米戦略監** 県オリジナルブランド品種以外の有利な販売ということでございます。農家にとって安定的に販売できるということは一つのポイントとっております。本県は、事前契約率、複数年契約といった取り組みが非常に進んでおります。特にいわてっこにつきましては、ここに来て評価が高くなっておりまして、複数年契約を求められ、特に県北部での産地生産の拡大を求められている状況でございます。

一方、御提言がございました、収量とれる品種を組み合わせながら、県全体としての県産米の有利販売、生産者の所得確保といったことは重要と認識しております。

昨今東北農業研究センターが開発したしふくのみりという品種が発表されております。この品種につきましては、ひとめぼれクラスの品種ということでございます。直まきにも適用し、有望という話がありましたが、若干低温耐性が弱く、冷害へのリスクが懸念されるということで、岩手県農業研究センターの検討段階では、本県での生産はリスクがあると判断していると聞いております。

県オリジナル品種の今後の品種開発につきましては、やはり収量性が一つのポイントでございますので、鋭意、交配、選抜に取りかかっているところでございます。

○**白澤勉委員** 岩手県部局等設置条例の一部改正が出されておりますので、御質問させていただきます。

政策企画部とふるさと振興部を設置するというところで、目的はいわて県民計画（2019～2028）の着実な推進に向けて政策立案、調整機能を一層充実、強化させていくということですが、農林水産部で、いわて県民計画（2019～2028）の着実な推進に向けた組織の検討は行われたのかどうかお伺いいたします。

○**山本特命参事兼管理課長** 来年度の組織でございますけれども、再来年度全国植樹祭があります関係上、その動員について研究しているところではございますが、いわて県民計画（2019～2028）に係る部局設置について見直し等は行っておりません。

○**白澤勉委員** 農林水産部は、私の記憶では平成12年、当時の増田知事が岩手県総合計画を立てたときに農政部と林業水産部を一体的にして計画を推進させていこうということできて、大体20年近くたったと認識しております。

農林水産部が、何を目指したのか確認いたしますと、総合的な食料供給基地の形成を目指した産業活動の支援体制を充実強化するというところでございました。まさに前計画のいわて県民計画（2009～2018）での七つの柱立てでございます。岩手の未来をつくる七つの政策ということで、産業・雇用、農林水産業、医療・子育て福祉、安全・安心、教育・文化、環境、社会資本・公共交通・情報基盤の七つの政策があり、その政策を実現させるた

めに農林水産部という組織を再編して、計画実現のために組織していると私は理解しております。

そこで、今回のいわて県民計画（2019～2028）において、農林水産部が所管する業務は、どの政策分野に所属するのか、お伺いいたします。

○米谷企画課長 いわて県民計画（2019～2028）の中での農林水産部の推進業務がどの政策分野に所属するかということですが、農林水産部につきましては、主に仕事・収入に盛り込まれているところでございます。

○白澤勉委員 この仕事・収入という分野に属したわけですが、農林水産部というこの言葉が一番上の看板からは消えているのです。工藤勝子議員が一般質問でいわて県民計画（2009～2018）の質問をされておりましたが、私がお聞きしたいのは、計画と組織は、一体的にあるべきだということなのです。これまでのいわて県民計画（2009～2018）、あるいは岩手県総合計画においては、わかりやすく、政策と組織が連動して岩手県行政が一体的に進められていたと理解しています。

いわて県民計画（2009～2018）で、岩手の未来をつくる七つの政策を話しましたが、本当にダイレクトに、第1の産業・雇用については商工労働観光部でやると、第2の農林水産業では、食と緑の創造県いわてをつくるということで、農林水産部で一体的にやっていた。今まで流通において、それぞれでやっていた部分を一体化して、団体指導等の検査においても、農業、林業、水産業でやっていた部分を一体化してやっという実績を上げてきたと私なりに理解しております。医療・子育て・福祉については保健福祉部、安全・安心については総務部、教育・文化については教育委員会、環境については環境王国いわてということで環境生活部を新たに組織再編したと理解しております。今回10の政策分野をつくりましたが、いわて県民計画（2019～2028）を10年計画のスパンで進めていくのに、農林水産、食料供給基地が大きな柱立てにインクルードされているのです。県民所得の水準を高める、産業政策にくくられた計画となっています。それについて、農林水産部として検討をしたのか、内部でどういう議論が行われたのかお伺いします。

○上田農林水産部長 今年度から新たないわて県民計画（2019～2028）がスタートいたしました。このいわて県民計画（2019～2028）に従って施策を推進していくことが農林水産部のミッションであります。計画は変わりましたが、これまで同じことをやってきたということではなくて、改善しながら、平成17年には14課室ございましたが、今は16課室です。そういった逐次組織等も求められるものに合わせながら変えて対応してまいりました。

いわて県民計画（2019～2028）を推進するため、そして県民のためにどういったものができるのかという議論の中で、今の組織体制でいいのか私も加わって議論いたしました。大もとでは、今の組織体制でいいのか、ただし、これからいろいろな社会経済情勢の変化等がありますので、柔軟に対応していくということで組織体制は小規模な変更としております。また、施策の推進に当たり、ふさわしい人材を適所に当てていくことが必

要でございますので、いわて県民計画（2019～2028）に定める施策を推進できる人員体制について検討を進めております。

○白澤勉委員 農林水産部は、県庁の中でも大きな組織であります。16 の室課があつて、職員数も 1,400 人規模で一般行政部門の 3 分の 1 を占めている大きな組織であります。

農林水産部は、当時の増田県政から達増県政にかわつてからも 10 年計画を推進してきましたが、改めて農林水産部に一体化してやってきた成果と課題認識をどのように捉えて、今後も農林水産部としてどのように取り組んでいくべきとお考えなのか伺います。

○上田農林水産部長 私がどう感じるかという範囲でお答えさせていただきます。

農林水産部に組織再編したのは、平成 13 年でございます。私は平成 11、12 年に農政部にいましたので、農林水産部になった場合にどういったやり方がいいのかという議論にかかわつておりました。議論の中では、1 次産業を農業、林業、水産業に切り離して考えるのはどうだろうかという考えがありました。県産のものを売り込む場合にも、それぞれパーツ、パーツでやっていたのでは効率が悪いのではないか、岩手県の農林水産物を丸ごと売ることが効率的ではないかという議論もありました。

委員から御指摘がありましたとおり、農業、林業、水産業の 3 分野がございますが、農業の場合は細かく分かれていた流通部門を一手にまとめ、岩手県の農林水産業とパッケージとして売り出すというために流通課を同じタイミングでつくりました。さらに法人指導、特に団体指導については、それぞれの部署で共通な面があるにもかかわらず、セクションごとにやっていたことから、集中的にやることで、効率的でより深い指導ができるということで団体指導課をつくりました。これは非常に大きな成果だと思いますし、その成果は今でも大きくなっていると思っています。

そういったところをまとめたことで、農林水産業のそれぞれの分野で力を入れなければならない施策について、集中できる体制が整つたのではないかと考えております。

課題についてでございますが、私が感じております範囲で申し上げますと、それぞれの分野については担当技監がおりまして、その下に課室があります。それにもっと細かな担当課がありますので、うまく回している体制が定着していると言ってもよいと思います。

ただし、先ほど申し上げたとおり、農林水産業として一体でやらなければならない部分は非常に多くございます。農林水産企画室が中心となつてやっておりますが、今の時代に合うように、あるいは将来を見据えて、よりうまく農林水産部が農林水産行政を進めるような体制をつくり上げていくということが非常に重要だと思っております。さまざまな課題がある中で、私が思う大きな課題だと捉えております。

○白澤勉委員 私の問題認識は、10 の政策分野で、農林水産業を仕事・収入というくりにしたところなのです。今も流通課を再編して進めていくという答弁がありました。農林水産行政を大きな産業政策の位置づけで進めていくということで、仕事・収入の指標にも農業経営体一経営体当たりの農業総産出額や、林業就業者一人当たりの木材生産産出額、漁業経営体一経営体当たりの海面漁業・養殖業産出額などを用いていると思うのです。こ

れが何を意味しているかという、仕事・収入という県の組織として、商工労働観光部と今までの連携体制から一步踏み込んだかじを切ったと見ておりました。

もっと言うならば、私は以前一般質問でこんな質問をさせていただいたことがあるのです。もともと国においては大隈重信、伊藤博文が総理大臣のときに産業を所管する役所として農商務省を設置していたのです。今で言う農林水産省と経済産業省を一つにした組織で進めていた。この仕事・収入という分野にくくったということは、商工労働観光部と農林水産部を一つにして、伊藤博文のころの、農商務省のような意味合いで一体的な産業の生産性の向上を図っていくという気構え、覚悟を感じて見ていたわけです。しかし、今定例会において提案された組織再編は、驚いてしまった。政策企画部とふるさと振興部を再編しただけで、非常に部分的だと思いました。なぜ県でいわて県民計画（2019～2028）に連動した形で組織再編が行われなかったのか。総務部が所管だと思いますし、農林水産部として回答しにくい部分もあるかと思いますが、御所見をお願いします。

○上田農林水産部長 大変恐縮でございますが、組織再編全体については総務部の所管でありますので、所見を述べるということは、個人的な見解に関しても差しさわりがございますので、御勘弁をいただきたいと思っております。

農林水産部と商工労働観光部の関係についてですが、これも個人的な所感が入りますので、御了解いただきたいと思っております。かつて農政部、林業水産部が統合して農林水産部になったということだけでも、非常に大きな変革だと捉えております。他県の例を見ますと、農林水産業と商工業を一緒にした部にして、総合的な産業政策を行うとかじを切ったところがございます。そこがうまくいっているかといいますと、微妙なところがございまして、例えば隣県でございましてかじを切りましたが、そのままではなかなか難しいところもあったと聞いておりました、商工部門と農林水産部門を切り離して部局を分割した例もございます。

個別の仕事の面では、両方一緒にやったらいいのではないかという議論がございまして。例えば当部でいうと流通課がありますし、商工労働観光部ですと産業経済交流課であります。両方も、県産品を売り込む、輸出を進めるということで共通な面を持っておりますので、一緒にやったほうがいいという議論があることは承知しております。

ただ、全体のことを申しますと、農林水産分野と商工分野が持っているバックボーンは若干異なります。特に地域で、地場で農地を持って農業を営んでいるというところは農林水産業の基本的なところ。商工に関しましては自由で、どこで起業をしても構いませんし、お金をもうけることを目的としてさまざまな取り組みをなさっている。確かに共通の面はたくさんございますけれども、バックボーンとして異なる面があるということは多分間違いないだろうと思っております。

今回組織再編の案を出し、今御審議いただいておりますけれども、これから県政を推進するに当たり、うまく行っていくための組織は必要でございます。そういったことでは、これからの組織再編も含めて、組織がどうあるべきかという議論は進んでいくと思っております。



その中で農林水産部、商工労働観光部の関係についても議論が行われると承知しております。

○白澤勉委員 基本的な考え方を再度確認させていただきますが、部長はいわて県民計画（2019～2028）のくくりに対してどうあるべきと考えていますか。いわて県民計画（2019～2028）と組織体というのは、政策を実現させていくためにリンクする必要があると思うのですが、基本的なお考えをお伺いします。

○上田農林水産部長 県として政策を進めていくという場合には、それを動かす組織、人が主体となります。県の政策を進めるに当たって、効率的で合理的な組織で進めていくことが適当だと考えております。県の基本的な政策の方向性を示すのがいわて県民計画（2019～2028）でございますので、うまく進めるための組織はあるべきだと基本的には考えております。

ただ、基本的にはそう考えますけれども、いわて県民計画（2019～2028）の項目の詳細と組織の内容がびたりと合えばそれでいいかというものはまた違うと思ひまして、総体的にうまく進められる組織がふさわしいものと思っております。

○白澤勉委員 これまでいわて県民計画（2009～2018）、あるいは岩手県総合計画では、この20年で組織が本当にびたっと一致していました。環境王国にしても環境生活部をつくったり、そういった意味からして、今回幸福指標を関連指標ということで、そしていわて県民計画（2019～2028）を10の政策でくくったわけです。歴史・文化、安全、教育、居住環境・コミュニティ、健康・余暇、家族・子育てなどそれぞれで組織ができています。ただ、今回大きなポイントとして仕事・収入は組織が一緒になっている部分があるのです。

今後いろいろと組織の検討がされるのかわかりませんが、私の思いは、いわて県民計画（2019～2028）を着実に進めていっていただくよう引き続き県議会からもバックアップ、連携していきたいと思っております。終わります。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回1月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思ひます。調査項目については、主要魚種の漁獲状況についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、

さきの委員会において決定いただきましたとおり、12月19日に日帰りの日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。